

〒145-0031 東京都品川区西五反田3-2-13
目黒さつきビル3階

TEL 03-6303-9134 FAX 5487-7844
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 小林 光昭
編集人 高山 浩

2017年
4月1日
第384号



JR東海労

http://www.geocities.jp/jrtoukairou/



ベア1,000円(35歳ポイント)、夏季手当3.05ヶ月 2017年度賃金引き上げ交渉妥結 ベア配分は一律ベタ張りを要求

本部は3月27日、2017年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求についての交渉を集約し、会社に妥結を通告しました。

本部は2月13日、基本給の一律6,000円引き上げ、定期昇給制度の是正、夏季手当3.5ヶ月分支給、会社発足30年で社員・家族に報いる支給などを柱とする要求を「2017年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」(申第21号)として会社に提出しました。

交渉は、再申し入れを含め7回の団体交渉を行いました。本部は、苦勞して業績を上げた最大の功労者は、現場で働く組合員、社員であり、賃金引き上げや、夏季手当、専任社員や出向会社も含めた労働条件、諸手当の改善は当然のことであると、会社に対して満額回答を求め、職場の労働者の団結を背景に2017JR総連春闘を闘つてきました。

会社は「経済に対する不透明感や賃金水準が世間相場と比較して高いこと、3年連続でベアを実施したこと、これ以上の賃金を改善する合理的、客観的理由はない。夏季手当についても慎重かつ合理的な判断が求められる」と主張し、組合と対立しました。

会社は3月16日、第6

回団体交渉で、基準内賃金1,000円(35歳ポイント、0.31%)引き上げ、夏季手当3.05ヶ月を回答しました。その他の要求については改善を行いました。本部は、回答を持ち帰り検討し、同日、「申第28号」であらためて基本給の一律6,000円引き上げ、定期昇給制度の是正、夏季手当3.5ヶ月分、会社発足30年で社員・家族に報いる支給などを要求しました。

3月24日、再申し入れに対する団体交渉を開催しましたが、会社は態度を変え、全ての項目で対立を確認しました。本部は持ち帰り検討しましたが、これ以上の前進は困難と判断し、妥結の判断をしました。

本部は3月27日、「申第30号」で1,000円を基本給に一律に配分する要求を提出しました。

2017 JR 総連春闘を 職場から闘おう!

2017 春闘セミナー開催

JR東海労は3月5日、目黒さつきビルで2017春闘セミナーを開催しました。

小林委員長は挨拶で「今セミナーは事実上の

決起集会。大幅賃上げ、労働条件改善を勝ち取るため、職場から闘おう。国鉄改革30年ということ色々な動きが出てい

る。闘う労働組合を、特にJR北海道の経営問題を通じて、破壊攻撃がかけられている。私たちにとつての国鉄改革とは何かを振り返ると同時に、職場にかけられた攻撃に立ち向かうことを通じて、国鉄改革を検証して

最後に、木下書記長は「3つの課題を提起したが、共通するものは国鉄改革の否定を許さないことである。会社は、3兆円の融資を受け、経営理念を改定する。これは、国鉄改革を消し去り、リニアに専念することを宣言した。社員間の競争を煽る格差ベアには反対して闘う。国鉄改革の精神を踏みにじる全ての勢力とは闘うと同時に、労働者は団結して経営側と闘い、安全・健康・ゆとりを守り、生活の改善を勝ち取っていくことを職場で訴えていこう」とまとめ、セミナーは成功裡に終了しました。



本部からの問題提起として、本橋副委員長が「国鉄改革から30年の現実と課題」、木下書記長が「安全を脅かし労働強化につながる効率化の課題」、柳楽法対部長が「休日指定予定日公表廃止の課題」についてそれぞれ行いました。続いて、加藤業務部長が賃金引き上げ

全体討論では、職場での実践の報告や、今春闘を闘う決意が述べられました。各地本の決意表明では、新幹線地本から土川副委員長、静岡地本から曾布川業務部長、名古屋地本今井政治担当部長から、新幹線関西地本から畑野書記長がそれぞれ行いました。



不当労働行為認定！ 東京高裁で逆転勝利判決！ 静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審

東京高等裁判所は3月9日、平成28年(行コ)第88号事件(通称「静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審」)において、静岡県および補助参加人であるJR東海労の主張を支持し、不当労働行為を認定する勝利判決を言い渡しました。法廷には、地元新幹線地本から多くの組合員が結集しました。

この事件は、静岡地本が発行した情報『JR東海労静岡』No.15(2013年2月10日発行)を会社が発行したため、同年6月11日静岡県労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた案件です。静岡県労働委員会は2014年8月28日、不当労働行為を認定し救済命令を出しました。しかし会社は、これを不服として、中央労働委員会に再申立を行



わす、2017年10月8日静岡県を相手取り、静岡地方裁判所に労働委員会命令取消を求め提訴しました。静岡地方裁判所は2016年1月28日、会社の主張をおおむね認め、不当判決を言い渡しました。静岡県は、判決を不服として控訴し、今回の判決を迎えることとなりました。

果の程度は必ずしも大きいものとはいえない」と明言しました。そして、組合が不当な差別と受け止めて抗議するのは当然で、本件掲示物の掲出は正当な組合活動と認められた上、会社の撤去行為は「反組合的行為の意思も推認される」と判断しました。

今回の裁判で東京高等裁判所は、JR東海で行われていた苦情処理会議のあり方に注目し、組合側と会社側双方に、苦情処理会議の内容、歴史、背景、運用などについて調査を依頼しました。JR東海労は、苦情処理会議制度が形骸化されている実態を暴露するため、各地本の協力を得ながら証拠書類を収集してきました。その結果、判決文に活かされました。裁判終了後、静岡地本は報告集会を開催し、勝利を全体で確認しました。そして、勝利の美酒を堪能しました。

成田さん本人訴訟 不当判決！

東京地方裁判所は3月29日、不当なボーナスカットを受け減額された賃金の返還を求めて争っていた新幹線地本委員長の成田隆浩さん本人訴訟の

判決で、会社の主張を全面的に認める不当判決を言い渡しました。裁判には、多くの新幹線地本組合員・OBはもとより、静岡地本からも仲間が結集しました。



成田さんは、会社が示したボーナスカット理由「非違行為を否定し、会社の不当性を内外に明らかにしてきました。また、日常発生する微々たる事象を大げさに取り上げてきた会社に対し、安全を阻害したり、事故に直接する事故を発生させた管理者の実態を暴露してきました。」

しかし裁判所は、非違行為をデッチ上げ、信憑性に欠ける証言を行った会社の言い分を採用したのです。新幹線地本は、裁判終了後報告集会を開き、昨年末のボーナスカットゼロは内容上の勝利であること、今後さらに闘っていくことを全体で確認しました。

関西共同本人訴訟Ⅰ 不当判決！

大阪地方裁判所は3月30日、不当なボーナスカットを受け減額された賃金の返還を求めて争っていた共同本人訴訟Ⅰ(大阪仕事検査車両所分会・渡邊幹夫さん、同分会・島津力さん、大阪第二運輸所分会・山口敏明さん、名古屋車両所分会・田川裕之さん)の判決で、

4名は、会社が示した非違行為はデッチ上げであることを内外に明らかにしてきました。また、「ミスしたことはない」と証言した管理者の非違行為を暴露してきました。特に、管理者が非違行為を書いたとされるメモを廃棄したことは、証拠のねつ造が可能であることをアピールしました。

しかし裁判所は、4名の主張を無視し、非違行為をデッチ上げ、信憑性に欠ける証言を行った会社の言い分を採用したのです。新幹線関西地本は、裁判終了後報告集会を開き、昨年末のボーナスカットゼロは内容上の勝利であること、今後さらに闘っていくことを全体で確認しました。

原発再稼働反対！ 安倍政権を許すな！ さようなら原発全国集会に参加！



「いのち守れ！フクシマを忘れない さようなら原発」20日、東京・代々木公園から「原発全国集会」が3月

で開催されました。集会には、全国から1万1千名の労働者・市民が結集し、JR東海労はJR総連の仲間200名と共に参加しました。デモ行進でJR総連は、原宿コースを回りました。福島第一原発事故から6年が経過しましたが、未だに約8万人の被災者が避難生活を強いられています。今月末には住宅支援が打ち切られます。一刻も早く解決しなければならぬ課題が山積しています。

